

ドメイン管理ガイドラインの改定について

2025/03/25

戦略G統括監理

1. 主な改定内容について

4. 主な改定内容について

①

デジタル庁所管の文書として
位置づけを明確化

デジタル社会推進標準ガイドライン DS-XXX

Web サイト等の整備及び廃止に係る

ドメイン管理ガイドライン

②

各府省へ年1回のドメイン管理状況の調査を求める文書であることから、Normative文書として整理

202418 (令和6平成30) 年 XX3月 XX30日

デジタル社会推進会議幹事会決定

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

[標準ガイドライン群ID]

1002

[ドキュメントの位置付け]

Normative

Web サイト等の整備及び廃止に係るルールとして遵守する内容を定めたドキュメント

[キーワード]

ドメイン取得・集約・移行・廃止・管理組織・管理簿・管理プロセス、政府ドメイン (goドメイン)、非 goドメイン

[概要]

政府ドメイン (goドメイン) 名の登録対象機関におけるドメイン保有状況を把握しつつ、ドメイン管理体系の見直しを行うとともに、ドメイン集約化 (移行・廃止) に向け

5) 各府省等が保有・管理するドメインの実態把握

各府省等におけるドメインの保有・移行・廃止状況等の実態を把握するため、デジタル庁IT室は原則毎年度、各府省等に対してドメイン管理簿の提出を求めるものとする。IT室は、提出されたドメイン管理簿により、各府省等が保有しているドメインを用いて公開する Web サイトをホワイトリストとして公表するものとする。

1. 主な改定内容について

2.3 ドメインの移行・廃止方法⁴

ドメインの移行・廃止方法は以下のとおりとするものとする。ドメインの移行・廃止に当たっては、当該ドメインの権威 DNS サーバーに設定された DNS レコード、クラウドサービス等の外部サービスで設定されたカスタムドメインの利用等のための DNS レコードを削除することを含め、意図しない第三者が当該ドメインを利用することを防止する対策を行うものとする。具体的には、DNS レコードの削除では、「CNAME レコード」、「A/AAAA レコード」、「NS レコード」、「MX レコード」等の削除漏れがないよう注意すること、DNS レコード情報の管理者と DNS サーバーの管理者が異なる場合、DNS サーバーの管理者は DNS レコード情報の管理者に対してレコード情報の確認を定期的に依頼し、使用していないドメインの DNS レコードが残存していないか確認することなどを含む。⁴

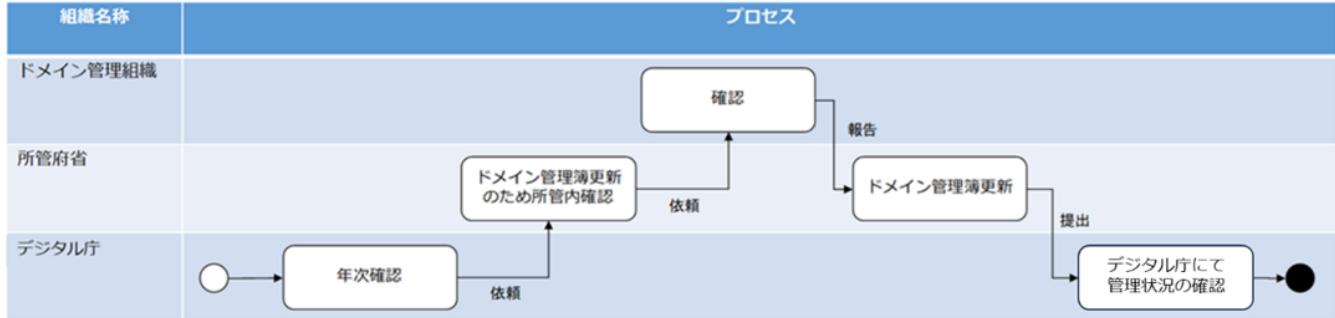
なお、廃止する Web サイト等について、他の Web サイト等（ソーシャルメディア等の民間サービスを含む）にリンク先等の関連情報を掲載している場合は、運用停止に合わせてリンク先関連情報の削除を行うものとする。⁴

③

ドメイン以降・廃止時にDNSレコードを適切に削除するよう求める一文を追加した。その他、代表的な削除すべきレコードの種類を明記。

4. 主な改定内容について

図 2-8 ドメイン確認プロセス（年次） ←



悪意のある者に利用されないよう、
すでにホワイトリストは公開停止済

5) 各府省等が保有・管理するドメインの実態把握 ←

各府省等におけるドメインの保有・移行・廃止状況等の実態を把握するため、デジタル庁IT室は原則毎年度、各府省等に対してドメイン管理簿の提出を求めるものとする。~~IT室は、提出されたドメイン管理簿により、各府省等が保有しているドメインを用いて公開する Web サイトをホワイトリストとして公表するものとする。~~ ←

④
すでに公開を停止したホワイトリストの現状の取扱いに合わせる形で、ドメイン管理ガイドラインの規定ぶりを修正

※本文書は、2025年4～6月に他のガイドライン文書と同時に幹事会にて改定決定予定